

平成23年第2回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

平成23年5月9日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第1 仮議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名（2名）
- 第3 選挙第1号 議長の選挙について
- 第4 会期の決定
- 第5 選挙第2号 副議長の選挙について
- 第6 常任委員の選任について
- 第7 議席の指定
- 第8 議会運営委員の選任について
- 第9 議会広報特別委員会の設置及び選任について
- 第10 選挙第3号 北見地区消防組合議員の選挙について
- 第11 行政報告
- 第12 議案第24号 監査委員の選任について
- 第13 議案第25号 副町長の選任について
- 第14 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度一般会計補正予算）
- 第15 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（国民健康保険条例の一部を改正）
- 第16 議案第27号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 第17 議案第26号 平成23年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第28号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程

所管事務調査について

○出席議員（10名）

1番	橋本憲治君	2番	佐藤静基君
3番	工藤弘喜君	4番	河端芳惠君
5番	余湖龍三君	6番	安藤義昭君
7番	小林一甫君	8番	西山由美子君
9番	山本朝英君	10番	上原豊茂君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八畝光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
上下水道課長	竹村治実君
会計管理者	三好寿一郎君
教育長	山田日出夫君
管理課長・社会教育課長	上野敏夫君
社会教育課業務監	元谷隆人君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野宏君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

開会 午前10時00分

○議会事務局長（森谷 勇君） 皆様、おはようございます。

それでは定刻になりました。

事務局長の森谷勇です。本臨時会よろしく願いいたします。

本臨時会は、選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、安藤義昭議員が年長の議員でありますのでご紹介いたします。安藤義昭議員、議長席の方へよろしく願いいたします。

（年長議員安藤義昭議長席に着く）

○臨時議長（安藤義昭君） ただいま紹介されました安藤義昭です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（安藤義昭君） ただいまから、平成23年第2回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

本日の出欠を報告します。本日は、全議員の出席であります。

田古選挙管理委員会委員長から欠席する旨の報告がありました。

◎町長挨拶

○臨時議長（安藤義昭君） 選挙後、最初の議会でもありますので、会議に先立ち、町長からご挨拶をいただきます。

町長。

○町長（菊池一春君） 本日、平成23年第2回臨時町議会をご招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

私は、平成23年4月24日執行の訓子府町長選挙の結果、無投票ではありましたが、町民の皆様の温かいご支援をいただき、2期目の町長の重責を担わせていただくことになりました。

また、町議会議員の皆様におかれましても、厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、ご当選を果たされましたことを心からお祝いを申し上げます。

まず、去る3月11日に発生した東日本大震災による被災された東北地方の方々に対し心からお見舞いを申し上げます。

今回の人知を超える大震災の被害全容は、いまなお把握できておらず、今後の経済活動にも長期にわたり広範かつ深刻な影響を与えるものと思われまます。

震災による直接被害と間接被害の損失額は、およそ25兆円ともいわれており、金額では測れない精神的な被害、風評被害などを加えれば、経済的な損失は、さらに大きくなると思われまます。

この震災により、本町の経済活動や地方交付税などにも少なからず影響が出るのが懸

念されますが、本町でも多くの町民の方々や企業、団体などが支援活動へご協力をいただいているところであります。今後も町といたしましてもできる限り支援をしてまいりる所存でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

このような社会情勢の中ではありますが、本年度の具体的な施策につきましては、私自身の2期目の公約「訓子府の元気、新しい『7つの約束』」等も含め、6月の定例議会におきまして、町政執行方針で明らかにしてまいりたいと思ひます。

いずれにいたしましても今後4年間「みんなの町長、町民にやさしいまちづくりを目指して」全力を尽くす覚悟でありますので、議員の皆様方のご指導とご協力をこの場をお借りまして切に願ひするものでござひます。

今臨時議会は、改選後はじめての議会でございます。まず、議会構成を行うものでありますが、人事案件としまして任期満了に伴う議会選出の監査委員の選任と副町長の選任の同意。また、町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与の一部改正する条例の制定と町税条例の一部改正。関連する一般会計補正予算。

さらに、東北で起きた大震災に対する義援金の専決処分と政令改正に伴う出産育児一時金増額の専決処分の承認を提案させていただいております。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（安藤義昭君） 以上をもって、町長の挨拶を終わります。

それでは、町長以下、説明員の方は議会構成の案件が終わるまで退席をお願いいたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（安藤義昭君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでござひます。

◎諸般の報告

○臨時議長（安藤義昭君） 日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本臨時会の説明員につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。説明員につきましては、初顔合わせでもありますので、関係委員長、会長、監査委員にも出席を求めております。

なお、説明員につきましては、議会構成の案件が終了次第、再び出席していただくことになっておりますので、よろしく願ひいたします。

また、本臨時会には議会構成の案件が6件、町長提案の議案が7件あります。

以上でございます。

○臨時議長（安藤義昭君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（安藤義昭君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席していただいている議席を指定いたします。これは、議会運

営基準により年齢順と決めております。

◎会議録署名議員の指定

○臨時議長（安藤義昭君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により臨時議長において、佐藤静基君、橋本憲治君を指名いたします。

◎選挙第1号

○臨時議長（安藤義昭君） 日程第3、これより選挙第1号 議長の選挙を行います。

事務局長に説明をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、まず、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

選挙第1号 議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行うわけですが、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条に基づいて行うことになります。

本条の第1項では、議会において行う選挙は、公職選挙法第46条第1項及び第4項、同じく第48条、同じく第68条第1項、同じく第95条の規定が適用されることになっております。

また、第118条第2項では、議員の中に1人も異議がないときは、指名の方法を用いることができるとされております。

ただいま説明いたしました選挙による場合の公職選挙法の適用条文について、ご説明を申し上げます。

46条第1項及び第4項は、投票は単記無記名で自署し、投票函に投入することが規定されております。

48条は、代理投票の規定でございます。

68条第1項は、無効投票の規定でございます。

95条第1項は、法定得票数の規定であり、議長の場合、有効投票数の4分の1以上の得票で投票が確定することになっております。

また、95条の第2項は、得票数が同数の場合「くじ」によって当選人を決定することになっております。

以上でございます。

○臨時議長（安藤義昭君） ただいま事務局長から説明が終わりました。

議長の選挙は、投票による方法と指名推選の方法がありますが、どの方法によるかお諮りいたします。

4番、佐藤静基君。

○4番（佐藤静基君） 指名推選による方法を希望いたします。

○臨時議長（安藤義昭君） ただいま佐藤議員から指名推選の方法という発言がございました。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたい

と思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時議長(安藤義昭君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法について、指名者をどのようにいたしますか。

3番、山本朝英君。(山本議員指名者となり議長を指名)

○3番(山本朝英君) 我々と新しい両議員がおられますが、4年ごとに議長が変わって来たというようなことで、非常に我々議会の中もいろいろあり、できることなら今、推選というようなことになりましたので、今一度、橋本議長を中心に、この議会もあるいは対外的な国への要請等々含め、経験豊富な橋本議長を推選したいと思っております。

○臨時議長(安藤義昭君) ただいま、議長に指名者から指名推選のありました橋本憲治君を議長の当選人にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時議長(安藤義昭君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました橋本憲治君が議長に当選されました。

(当選告知)

○臨時議長(安藤義昭君) ただいま議長に当選されました橋本憲治君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

(当選人発言を求む)

○臨時議長(安藤義昭君) 議長に当選されました橋本憲治君より発言を求められておりますので、これを許します。

(議長当選人、演台で就任挨拶)

○議長(橋本憲治君) 推選をいただきました。身の引き締まる思いをしております。皆さんから推選を受けて、なおかつ増々責任の重さを感じたところでございますが、いずれにしても今、地方議会が問われている、ただ多くの諸問題がありますので、皆さんと一緒に議会改革も含め、町の発展のために寄与してまいりたいとそのように今強い心を抱いているところでございます。それにしても皆さんの絶大なるご支援をいただいて議会運営を全うしてまいる所存でございますから、ぜひ、これからもよろしくお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○臨時議長(安藤義昭君) これをもって、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

この後の議事は、新議長によって行っていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

(新議長、議長席に着く)

◎会期の決定

○議長(橋本憲治君) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎選挙第2号

○議長（橋本憲治君） 日程第5、これより選挙第2号 副議長の選挙を行います。
事務局長に説明させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

選挙第2号 副議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行う訳ですが、選挙の方法につきましても、議長の選挙と同様ですが改めて申し上げます。

選挙の方法は、地方自治法第118条に基づいて行うこととなります。

本条の第1項では、議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項及び第4項、同じく第48条、同じく第68条第1項、同じく第95条の規定が準用されることになっております。

また、第118条第2項では、議員の中に1人も異議がないときは、指名推選の方法を用いることができることになっております。

ただいま、説明いたしました選挙による場合の公職選挙法の適用条文について説明をいたしたいと思っております。

46条第1項及び第4項は、投票は単記無記名で自署し、投票箱に投入することが規定されております。

48条は、代理投票の規定でございます。

68条第1項につきましても、無効投票の規定でございます。

95条第1項は、法定得票数の規定であり、副議長の場合、有効投票の4分の1以上の得票数でございます。

また、95条の第2項は、得票数が同数の場合、「くじ」によって当選人を決定することになっております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ただいま、事務局長からの説明が終わりました。

副議長の選挙は投票による方法と指名推選の方法がありますが、どの方法によるかお諮りをいたします。

3番、山本朝英君。

○3番（山本朝英君） 副議長の選挙なのですが、私は指名推選がよろしいかと思っておりますが、お諮りいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） ただいま、山本議員から指名推選の方法という発言がございました。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法について、指名者をどのようにいたしますか。

指名者を出してください。

3番、山本朝英君。(山本議員が指名者となり副議長を指名)

○3番(山本朝英君) 私は、上原議員が適任者と思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(橋本憲治君) ただいま、副議長に指名者から指名推選のありました上原君を副議長の当選人にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました上原君が副議長に当選されました。

(当選告知)

○議長(橋本憲治君) ただいま、副議長に当選されました上原豊茂君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

(当選人発言を求む)

○議長(橋本憲治君) 副議長に当選されました上原豊茂君より、発言を求められておりますのでこれを許します。

(副議長当選人、演台で就任挨拶)

○副議長(上原豊茂君) ただいま、副議長としての指名推選をいただきました。経験も浅いですし、何かと皆様のお力添えをいただきながら、この職務を全うしていきたいと思ひますし、また、議長と十分な協議をしながら、共に議会の発展と町の発展を目指していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

◎常任委員の選任について

○議長(橋本憲治君) 日程第6、常任委員の選任を行います。

事務局長から説明をさせます。

○事務局長(森谷 勇君) それでは、議案書の3ページをお開き願ひたいと思ひます。

常任委員の選任について。

訓子府町議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員を次のとおり指名選任するものでございます。

地方自治法109条の規定では、普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができ、議員は1箇の委員となると規定されております。

また、訓子府町議会委員会条例第2条では、総務文教常任委員会5人、産業建設常任委員会5人となっております。

第3条では、委員の任期は2年。

第8条で、委員長、副委員長は委員会において互選することになっております。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時33分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員に佐藤静基君、河端芳恵君、工藤弘喜君、余湖龍三君、議長の私、橋本憲治を含め5名であります。

産業建設常任委員に小林一甫君、山本朝英君、安藤義昭君、西山由美子君、副議長の上原豊茂君を含め5名であります。

以上のおおりに指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前11時18分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、事務局局長に報告させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、私のほうからご報告を申し上げます。

総務文教常任委員会委員長に工藤弘喜議員、同じく、総務文教常任委員会副委員長に河端芳恵議員。

産業建設常任委員会委員長に西山由美子議員、同じく、産業建設常任委員会副委員長に山本朝英議員。

以上のおおりに互選されましたので、ご報告申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、常任委員長、副委員長の選任の報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（橋本憲治君） 日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を、職員に朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは議席番号を申し上げます。

1番、橋本憲治議長、2番、佐藤静基議員、3番、工藤弘喜議員、4番、河端芳恵議員、5番、余湖龍三議員、6番、安藤義昭議員、7番、小林一甫議員、8番、西山由美子議員、

9番、山本朝英議員、10番、上原豊茂副議長であります。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいまの指定の議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時23分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

◎議会運営委員の選任について

○議長（橋本憲治君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、佐藤静基君、余湖龍三君、安藤義昭君、上原豊茂君、以上のとおり指名をしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。

委員長に安藤義昭君、副委員長に余湖龍三君が互選されましたので報告いたします。

◎議会広報特別委員会の設置及び選任について

○議長（橋本憲治君） 日程第9、議会広報特別委員会の設置及び選任を行います。

議会広報発行に関する調査のため、委員会条例第5条第1項および第2項の規定に基づき議会広報特別委員会を全議員をもって設置し、これに付託の上、調査することにしたいと思っております。

また、本委員会は、議会閉会中も調査を行うことができるものとしたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は全議員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

議会広報特別委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において全議員を指名いたしたいと思います。

また、委員の任期については、委員会条例第3条第1項の規定を準用し、2年といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました全議員を、議会広報特別委員に選任し、任期は2年とすることに決定いたしました。

ここで、議会広報特別委員会を開催し、正副委員長を互選のため、暫時ここで休憩いたしたいと思います。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時52分

○議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。

委員長に河端芳恵君、副委員長に西山由美子君が互選されましたので、ご報告申し上げます

◎選挙第3号

○議長(橋本憲治君) 日程第10、選挙第3号 北見地区消防組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

北見地区消防組合議員に、西山由美子君、余湖龍三君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました西山由美子君、余湖龍三君を北見地区消防組合議員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました西山由美子君、余湖龍三君が北見地区消防組合議員に当選されました。

(当選告知)

○議長(橋本憲治君) ただいま、北見地区消防組合議員に当選されました西山由美子君、余湖龍三君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、昼食のため休憩いたしたいと思います。

午後は、1時30分から参会をさせていただきたいと思います。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

○議長(橋本憲治君) それでは定刻になりました。休憩を解き、会議を継続いたします。

◎行政報告

○議長(橋本憲治君) 日程第11、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長(菊池一春君) それでは、お手元の項目でございますように今回の行政報告は、東日本大震災に関する支援について報告をさせていただきます。

3月11日、午後2時46分に発生したマグニチュード9.0の未曾有の大地震は、死者1万4,898人、2カ月を過ぎた今でも9,922人もの方行方不明の方がおります。私自身もこの5月の連休を利用し、被災地を短時間ですが歩いてまいりました。

5月4日、水曜日、正午から岩手県釜石市に入り、公園に設営された救護所、ボランティア活動などを見ながら、釜石商店街に入りました。新日鉄釜石、鉄の町として栄えた同市は、3月11日午後2時46分、商店街のアーケードに2mを超える津波が押し寄せ、死者821人、行方不明者541人、3,600人の市民が今もなお避難生活を強いられている状況でございます。自衛隊やボランティアによる瓦れきの撤去が進み、道路は走行可能となっておりますが、いまだ停電、信号機も倒壊し、交通渋滞が著しく、店舗に寄せた津波により、まさに瓦れきの山とゴーストタウンをほうふつとされる状況でございます。

午後2時には、町長が殉職され、中心部が水没した大槌町おおつちに入りました。津波で倒壊したすべての家屋、あたり一面、瓦れきと廢墟と化した惨状に一瞬、目を覆い言葉が出ない状況でありました。そして、疲れきった自衛隊員、警察の方々、私はただただ合掌するのみでございました。現地の方の話では、瓦れきから露出され放置された遺体、ある種、地獄絵を見ている状態との説明を受けました。亡くなられた大槌町長おおつちの遺体発見現場に立ちながら、自分がこの町の町長だったらと思わざるを得ませんでした。犠牲になられた亡くなられた方755人、行方不明952人の方々のご冥福と哀悼の言葉を捧げるものでございました。その惨状を見て、我が国や地方自治体の再生は、住民の最も身近な存在としての地方自治体の役割が極めて重要であり、特に、自治体職員こそが住民の暮らしを守り、

励まし続ける最前線の仕事であることを再確認し、町長の責任の重さを自覚し、決意を新たにしていって来たところでございます。

本町におきましては、東北地方の被災地、被災者に対し、独自の支援はもとより、北海道や他自治体と連携し、出来る限りの支援を行うこととしております。

1点目は、義援金関係であります。後ほど専決の報告をさせていただきますが、3月30日に東北地方太平洋沖地震義援金300万円を日本赤十字社を通じ、また、全道町村会から1億5千万円を3県、岩手、宮城、福島 of 被災地へ届けさせていただきました。その他、社会福祉協議会で行っている公共施設等の窓口に設置している募金箱、各種の団体などから申し出のあった義援金223万5千円も日本赤十字と共同募金会を通じて被災地へ届けられているところでございます。今後も多くの機会を通じ、多くの町民の方々のご支援をお願いしてまいるところでございます。

2点目は、被災者の避難受け入れについてであります。今回の大震災で多くの方々の住宅が損壊、流出し、11万3千人もの方々が劣悪な避難生活を強いられており、仮設住宅建設もさまざまな問題点が報じられております。

また、福島第1、第2原発の原子力災害では、いまだに終息の見通しがつかない中、避難区域、計画的避難区域や緊急時避難準備区域が強制的に設定されているところがございます。

北海道では、3月14日から各自治体と連携し、避難者の公営住宅への受け入れや各種の支援策などの一元化や被災地へ情報発信をしているところでございます。

本町としましても入居者がいない町営住宅4戸と定住促進団地1戸および町有住宅4戸と集団避難用の日出地域集会所と北訓地域集会所を提供できる施設として、当面1年間の家賃や敷金を無償とすることなどを北海道の支援情報サイトへ登録し、被災地へ発信しているところでございます。

また、避難入居の際は、ストーブ、灯油タンク、給湯設備、風呂、カーテン、照明器具等の住宅設備を用意するとともに、家電等の購入などに充てることを目的とした生活支援一時金を2人までの世帯に10万円、3人世帯に15万円、4人世帯に20万円を限度として支給することとしたところでございます。

さらに、生活援助として、上下水道使用料金の免除のほか、避難された方々の生活実態に合わせた支援を検討していくところでございます。

3点目は、救援物資に関する支援でございます。災害時の救援物資については、被災地での需要とのマッチングが重要であり、不特定多数の品目を送ることは難しいこともあり、自治体の大口物資支援は、要請を待つこととしております。

また、個人の支援物資については、北海道と連携し、指定物資を公民館で3月29日から4月19日までの期間で受付したところです。32人もの町民の方から、缶詰、カップ麺などの食料品、トイレットペーパー、ティッシュペーパーなどの生活用品、鉛筆、ノート、絵本などの学用品のご協力をいただき、北海道を通じ、被災地に届けられました。ご提供いただいた皆様には、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

また、4月28日には、オホーツク地域18市町村とオホーツク総合振興局が東日本大震災の被災地を長期支援するため「オホーツク絆プロジェクト」を立ち上げ、管内特産品を届けることや名物料理の炊き出しを計画しています。この5月にも支援の計画をしてお

り、特産品の提供、被災地への輸送や配布、被災地への手伝いなど管内市町村と連携し、協力してまいるところでございますので、ご理解を賜ります。

4点目は、人的支援でございます。被災地では、自治体職員も殉職や被害に遭われるなど、多くのマンパワーの支援が必要と考えているところでございます。陸上自衛隊美幌駐屯地から450名をはじめとする10万人を超える自衛隊員が、また、全国から緊急消防隊員として、現地に派遣され、行方不明者の捜索にあたっているところであります。自治体職員の派遣につきましては、被災市町村から被災県を通じ、総務省に要請され、各自治体には、全国町村会から応援要請があったもので、本町も1名の職員派遣協力に応じることとしておりましたが、被災市町村からの673名の要請に対し、全国で2,600人が派遣可能となり、調整の結果、当面、本町からの派遣は見送られたところでございます。

そのほか、専門職員の派遣につきましては、保健師が北海道を中心とした派遣制度に、また、社会教育主事については、事務局職員と合わせて文部科学省での派遣制度に協力していくことにしているところでございます。

以上、東日本大震災に対する本町の支援策をご報告いたしました。今後においても本町として、出来る限りの支援をしていく所存でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間、質疑することを許します。質疑は、1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第24号

○議長（橋本憲治君） 日程第12、議案第24号 監査委員の選任についてを議題といたします。

小林一甫議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場をお願いいたします。

（小林一甫議員退場）

○議長（橋本憲治君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書7ページでございます。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案第24号 監査委員の選任についてでございます。

人事案件でございますので、私からご提案を申し上げさせていただきます。議案書7ページでございます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会のご同意をいただくものでございます。

議員選出の訓子府町監査委員として、小林一甫氏の選任にご同意をいただきたくご提案申し上げます。

なお、任期につきましては、平成23年5月9日から平成27年4月30日までの4年

間でございます。

以上、監査委員の選任につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

討論については、議会運営基準第99項の規定により省略することとし、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決を行います。

これより議案第24号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

（小林一甫議員入場）

◎議案第25号

○議長（橋本憲治君） 日程第13、議案第25号 副町長の選任についてを議題といたします。

該当者の方は退席をいただきます。

（該当者退席）

○議長（橋本憲治君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案第25号 副町長の選任についてでございます。

この案件につきましても人事案件でございますので、私からご説明申し上げ、ご理解をいただきたいと存じます。議案書8ページでございます。

平成19年の選挙により私が町政を担うことになり「副町長定数条例の一部を改正する条例」によって、当面4年間は、副町長を置かないこととしていたところですが、本年の第1回定例町議会で、この条例を廃止したことは、ご案内のとおりでございます。

今回、副町長の任命にあたりまして、新しく佐藤明美氏を任命いたしたくご提案申し上げます、議会のご同意を賜りたいと存じます。

佐藤氏のご経歴につきまして、簡単にご紹介させていただきます。

佐藤氏は、東幸町に在住で、昭和30年生まれの満56歳であります。昭和48年北海道置戸高等学校の卒業と同時に本町に採用以来、平成16年に行政対策室業務監、同年置

戸訓子府合併協議会へ派遣、同17年に社会教育課長を歴任し、同19年に総務課長に就任、現在に至っております。この間、産業、林務、総務、税務、財政、企画、建設など数多くの業務を担当してきており、平成13年には、自治大学校第131期を卒業されております。

私自身も職員時代、佐藤氏とは平成5年から8年までの企画財政課、平成12年から13年まで街並み推進室において苦労を共にしてまいった職員でございます。

副町長の選任にあたって、職員をまとめる統治能力、いかなる困難にも屈しない強い精神力、すべての町民と公平、平等に向きあう姿勢こそが、必要不可欠の資質と考えているところでございます。

佐藤氏は、こうした資質が十分に備わった方であり、今後町民の皆様を始め、議員各位の期待に応えるものと確信しております。

佐藤氏の38年を超える豊富な行政経験は「町民にやさしいまちづくり」を進める補助機関の要として、適任と考えていますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成23年5月9日から平成27年5月8日までの4年間でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

討論については、議会運営基準第99項の規定により、省略することとし、ただちに採決したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決を行います。

これより、議案第25号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第29号、議案第30号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第14、議案第29号、日程第15、議案第30号を議題といたします。

各案に対する提案理由の説明を求めます。

議案第29号、議案第30号について、順次説明をお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） 議案第29号について、説明申し上げます。議案書の18ページをお開きください。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

この専決処分の内容につきましては、議案書20ページ以降の専決処分書のとおりであります。平成22年度 訓子府町一般会計補正予算について、^{きゅうし}急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

それでは、専決処分書により、専決処分を行った「平成22年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）」の内容について、説明いたします。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正についてであります。歳入歳出それぞれに303万6千円を追加し、予算総額を43億2,240万1千円としたものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、後ほど22ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

第2条では、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について定めており、第2表により説明をさせていただきます。

それでは、21ページの下段の第2表、繰越明許費について説明をいたします。

先の東日本大震災の影響で、3月議会において、派遣の補正議決をいただいていた「全国リコーダーコンテスト」が皆さんご承知のとおり中止となりました。この財源として、国による「住民生活に光をそそぐ交付金事業」を充て、22年度中に実施予定であったことから、急きょ、補助メニューに沿った事業に振り替え、後ほど説明いたします公民館整備事業を実施することで調整しましたが、年度内では、事業期間が短く事業が終了しないため、23年度に繰り越したものであります。

なお、この繰越明許費の説明資料といたしましては、24ページに繰越明許費に関する調書を掲載しておりますので、後ほどご覧をいただければと思います。

続きまして、22ページの「歳入歳出予算補正 事項別明細書」の歳入について説明を申し上げます。

22ページは、歳入予算の補正であります。

9款、1項、1目、地方交付税の1節、地方交付税を303万6千円追加し、今回の歳出の財源に充てるものであります。

次に、23ページの歳出予算についてであります。2款、1項、1目、一般管理費の経費区分4、総務一般管理経費の26節、寄付金として300万円を計上したものであります。これは行政報告で触れましたが、3月11日に発生した東日本大震災による被災者への義援金であり、日本赤十字社を通じ寄付したものであります。

次に、10款、5項、1目、社会教育総務費の経費区分3、青少年教育推進事業の19節での大会派遣費196万4千円の減額は、全日本リコーダーコンテストの中止に伴う減であり、2目、公民館費の経費区分1、公民館管理事業の18節、備品購入費の追加は、看板ポスター用大型プリンター購入費108万4千円、液晶プロジェクター購入費44万6千円、電動裁断機購入費47万円、合計200万円の追加計上であり、財源として、先

ほども説明いたしました。国の交付金191万円を振り替えて充当するものであります。

以上、専決処分を行った補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 議案第30号について、ご説明させていただきますので、議案書25ページをお開きください。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

この専決処分の内容につきましては、議案書の27ページ以降の専決処分書のとおりありますが、本年3月30日の健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴いまして、国民健康保険条例を改正したものでございますが、その施行日が平成23年4月1日であることから、急^{きゅうし}施を要したため、専決処分を行ったものでございます。

それでは、27ページになります。

国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の条例改正は、出産育児一時金の支給額の改正であります。

出産育児一時金につきましては、原則38万円でありましたが、国の緊急少子化対策によりまして、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し安心して出産できるようにするため、平成21年10月から平成23年3月までの1年半に限っての暫定措置として、条例の附則によりまして、出産育児一時金の支給額を4万円引き上げて42万円としておりました。

この間、平成22年8月時点で、厚生労働省が実施した「出産に要する費用の実態調査」におきまして、全国平均で47万円強と暫定措置で42万円としていた一時金の額を上回ることが判明したことから、国は、少なくとも暫定措置の水準を維持する必要があると判断し、暫定措置期間終了後においては、42万円を恒久化することにしております。

従いまして、今回、専決処分により改正した出産育児一時金について、改正の前と後で支給額の変更はございませんが、3月末までの間は、暫定措置のため、附則により4万円を引き上げる規定をしておりましたが、4月からは、恒久化に伴いまして、本則で4万円を引き上げるための改正を行ったものであります。

ここで、28ページに新旧対照表を載せてございますので、ご覧をいただきたいと思います。

表の右側が現行、左側が改正案となっております。改正部分に下線を引いてございます。

第7条第1項中、現行「350,000円」を「390,000円」に改めるものであります。

なお、後ろにただし書きにありますが「30,000円を上限として加算する。」という規定がございますが、これは「通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性麻痺となった場合に補償金を支払う仕組みの産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合には3万円を加算する」という規定でございまして、改正後の39万円に3万円を加算して4

2万円を支給することになるものであります。

27ページにお戻りください。

次に、附則の説明をさせていただきます。

1項では、施行期日について規定しておりますが、平成23年4月1日から施行するものであります。

2項では、経過措置の規定であります、「施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による」ものであります。

以上、議案第30号 国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分について、ご説明させていただきましたので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第29号、議案第30号までの各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第29号、議案第30号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第29号の質疑を行います。1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第29号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 4番、河端です。この件につきましては、国の改正であることはよくわかりませんが、確認したいのですが、今までの42万円の数字は、例えば、28ページの特定出産事故にかかる脳性麻痺などになった時、その保険に入っている場合に限り、42万円ということですか。また、医療機関で出産をされた場合のことですか。それとも医療事故があった場合ではなく、その保険なりに加入されている場合は、42万円支給されることでよろしいですか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 北海道内の分娩施設をもっている医療機関は、すべて、この産科医療補償制度に加入しております。最初から病院が、この産科医療補償制度に加入するための保険料は病院側が支払うものですから、その3万円分を被保険者に転嫁

してきている部分なのですが、その部分を保険者が上乘せして支払う。例えば3万円が支給されない例でいきますと自宅で分娩をした場合は、39万円の支給になる。病院側から42万円かどうかについては、領収書や請求書なりに産科医療制度に加入しているというゴム印などによって表示がされてきますので、それにより判断をしていることとなります。よろしいでしょうか。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号、議案第26号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第16、議案第27号、日程第17、議案第26号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第27号から、順次説明願います。

総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 議案第27号の提案説明をさせていただきますので、議案書の13ページをお開きください。

議案第27号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与の特例に関する条例の制定について。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与の特例に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。議案書の14ページをお開きください。

まず、第1条では、町長の給与に関しての減額する期間とその額でございます。

期間は、現町長の任期であります平成27年4月30日までの特例期間とし、減ずる額は、現在の給与条例で規定する月額73万円から100分の10である7万3千円を減ずるものでございます。

なお、期末手当における基礎額につきましても減額後の給料とするものでございます。

次に、第2条では、副町長と教育委員会の教育長の給料の減額する期間とその額でございます。

期間は、町長と同じく平成27年4月30日までとし、減ずる額は100分の5でございます。額で申しますと副町長が現在61万円で5%ですので3万500円、教育長が現

在54万5千円ですので2万7,250円の減額となります。

同じく、期末手当につきましても基礎額は減額後の額となります。

第3条では、この条例の特例期間中に退職した場合には、退職日における給料月額を減額前の給料に戻すものでございます。

次に、附則になります。

この条例につきましても、平成23年5月9日から施行するものでございまして、平成27年4月30日でその効力を失う期限付きの条例となります。

以上、議案第27号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） 議案第26号 平成23年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。議案書の9ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように206万3千円を減額し、歳入歳出それぞれ40億3,103万7千円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります「第1表 歳入歳出予算補正」の表とおりでありますが、これについてはご覧をいただくこととし、11ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

上段、歳入の17款、1項、1目、財政調整基金繰入金、206万3千円の減額につきましては、今回の財源調整として計上するものであります。

ここで、別冊資料1「基金の保有状況」をご覧願いたいと思います。

今回調整後の一般会計基金保有見込額は、下から5行目の右のとおり平成23年度末の総額で、28億9,455万8千円となっております。

11ページに戻りまして、下段の歳出について説明いたします。

13款、1項、1目、給与費でございますが、先ほど提案がありました「町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与の特例に関する条例」に基づき、特別職に係る人件費の補正であり、給料月額を町長が10%減額、副町長及び教育長が5%減額することに伴い、総額で206万3千円を減額しようとするものでございます。

給与費については、12ページの給与費明細書で説明をいたしますので、ご覧をいただきたいと思いますが、1の特別職の一番上の欄が、町長・副町長・教育長に係る補正後の予算額でございます。

今回の給料月額改定により、補正後の予算額は、比較欄に記載のとおり給料及び手当で206万3千円の減で、合計額が右上の3,351万2千円となっております。

続きまして、2の一般職でございますが、当初予算で既に2%減額計上しており、今回は変更がなく、補正後の本年度における議員や各種委員を含む人件費総額は、記載してありますとおり8億5,016万円となっております。

以上、総額206万3千円を減額する補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第27号、議案第26号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、一括議題の議案第27号、議案第26号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に、議案第27号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。前回の議会にも報酬についての説明があったと思いますが、この報酬は、前期のマニフェストに大きく上げておりました事情と今回の状況では、ご承知のように前期は、非常に財政上の事情で自ら減額をし、特別職の報酬の減額に踏み切り、議会も同意した訳であります。その後、今回の減額につきましては、状況からみますと確かに財政の状況としては、悪化の一途ではなく、改善の方向に向かっていく中で、当時問題だった実質公債費率も16%台に落ち着いてきた。推計では27年度までは何とかというよりも安定した財政運営ができるのではないかという見通しが出た中で、今回の町長の10%をはじめ、副町長、教育長の減額については、審議会の答申もさることながら、代表は町長ですから、今回、町長も10%にした思いといたしますか、それはどのような状況の中でどのような意図があり、さらに10%の減額を続けることにしたのか。これは、参考資料としてもらいましたが、管内18市町村の中では、月給も大体73万円で中間の位置にある。今回、減額により、17番目に下げた。このようなことからしますとどうもここまでやらなければならない状況と言いますか、その思いというものを改めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町長の給料も含めての考え方でございます。議員ご指摘のとおり私は4年前の公約として、財政の現状、およそ実質公債費率が19%に達する状況の中で、しかも総体で40億円の一般会計予算の中で、5分の1強を占める人件費、さらにはまた、起債の償還額が同じように8億円を超える。すなわち借入金額よりも返還金額が少ない状況の中で、このままの財政を続けていくと非常に厳しい財政運営が強いられて、町村財政といたしますか、訓子府町も赤字団体に転落する可能性のあるイエローカードを突き付けられていることを何度も私自身からも答弁をさせていただきました。その中で、職員にも一定の理解をいただきながら、給料の減額と何としても財政再建の健全化への道筋をつけたい。それがあある意味では、私自身の4年間で非常に重要な役割ではないのかとお話をさせていただきました。先ほど、企画財政課長から基金の保有額を紹介させていただきましたが、およそ30億円に届こうとしている今の基金は、私自身が町長になった時よりも約10億円の増になりましたし、賃金あるいは給与を下げたことによって、職員も含めてトータルで1億7千万円を資金に回すことができたということも含め、一定の見通しが立ってきました。その点でいくと私は大目に見て、向こう10年間は、自立の道として、町村運営を可能にした数値が見えてきている。その点で、今、議員が言いましたように27年度までは、間違いなく今の財政の状況の中で推移することができるのではないのかということでございますので、お約束では、職員の給料も元に戻すことをこれは当初お話ししておりましたが、職員もある意味では、自発的な考えがありまして、2%の減を職員から提案をいただきました。同時に、報酬審議会では、先ほど全員協議会でも、あるいはまた、今の伊田業務監からの説明でもありましたように、町長の給料の50万円はもう論外です。

これは、今の管内の状況や町村の中の状況からしてみても5%が妥当な数字ではないということです。すなわち73万円から5%を引く、すなわち副町長も教育長も5%減が妥当な給与の額であるとの答申をいただきました。その点では、前回、答申があったのにもかかわらず政策優先の決断をさせていただきましたので、今回につきましては、答申をまずは遵守させていただく。その点でいくと副町長と教育長の給与は5%の答申を受けた。しかし、私は5月2日の町長就任の時にも職員にお話をさせていただきましたが、地方自治体は、一度就職したら永久的に安定的で親方日の丸との考え方は、一蹴^{いっしゅう}していただきたい。状況によっては、町長の給料はもちろんですが、職員の給料も下げながら、町民の福祉を維持していくことを優先的にしていかなければならない。そのようなことを皆で努力してきたのではないと思います。その点で言いますとリーダーたる町長が5%の答申を受けながらもさらに5%をプラスして10%の削減の中で、町長自らが決断をさせていただいた状況でございます。しかし、斜里町の2分の1は、論外と私は思っていますが、おそらく新町長がどのような決断をするかはわかりません。私は管内的にもこれが妥当性かどうかはわかりませんが、最低の給料をもって提案をさせていただきたいという思いでございます。10%減を職員に指示をして、今回提案をさせていただいたしだいでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第27号の質疑を終了いたします。

次に、議案第26号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第26号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第27号、議案第26号の採決をいたします。

議案第27号、議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号、議案第26号は原案のとおり可決されました。

暫時、午後2時30分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時32分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第28号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第18、議案第28号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書15ページでございます。

町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） 議案第28号について、ご説明申し上げますので、議案書の15ページをお開きください。

議案第28号 町税条例の一部を改正する条例の制定について。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことから、これにあわせて改正するものでございます。

なお、例年、この時期は税制改正により、地方税法等の改正に伴い、町税条例の改正を行っておりますが、本年度は、まだ国会において審議中であることから、今回の提案になっておりません。

また、東日本大震災に係る地方税法の改正が4月27日に公布されましたが、税制改正分とあわせて今後改正してまいりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

それでは、町税条例改正のご説明をいたします。

改正条文を15ページに記載しておりますが、16ページと17ページに町税条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載してございますので、これによりご説明させていただきます。

それでは、16ページをお開き願います。右側が現行の規定で、左側が改正案となっております。改正部分には下線をつけております。

まず、第142条は、課税額の規定でございます。第2項では、国民健康保険税の基礎課税額と限度額の規定であり、この限度額を現行50万円を1万円引き上げて51万円に改正するものであり、第3項では、後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行13万円を1万円引き上げて14万円に、第4項では、介護納付金課税額の限度額を現行10万円を2万円引き上げて12万円に改正するものでございます。

次に、第163条でございますが、国民健康保険税の減額の規定でございます。課税限度額の引き上げに伴い、被保険者均等割、世帯別平等割の減額にあたっては、減額していた額が限度額を超える場合、課税限度額と同額に改正するものであり、基礎課税額が51万円、後期高齢者支援金等課税額が14万円、介護納付金課税額が12万円に改正するものでございます。

次に、15ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1条では、この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものでございます。

第2条では、国民健康保険税に関する経過措置であります。改正後の町税条例第142条および第163条の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適

用し、平成22年度までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものでございます。

以上、議案第28号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。議案第28号について、何点か質問していきたいと思えます。

まず、国民健康保険税に係る限度額の引き上げについてですが、今、説明のありましたようにトータルで4万円ほど限度額が上がってくる中身であります。実は、昨年の5月の臨時議会においても、この課税限度額の引き上げが行われた経過になっているところでもあります。そしてまた、今回このように引き上げることの提案であります。前回69万円から73万円に4万円の引き上げがあったのではないかと思います。今回も同じく73万円から4万円引き上げて77万円になりますが、まず、聞きたいことは、この引き上げによって、本町の国保会計への影響、状況はどのように変わってくるのかをまず1点お伺いしたいと思います。できれば平成22年度分の賦課状況がわかれば、それで示していただきたい訳ですが、それが無理であれば21年度分の具体的な数字がみえるもので示していただきたいと思っております。

さらに、もう1点であります。この度の限度額の引き上げによって、いわゆる被保険者の課税状況によって、いろいろ変わってくると思えますが、この引き上げの影響が被保険者の課税の状況、所得の階層別によって影響が出てくると思うのですが、それをどのような形でとらえておられるのか、これも示していただきたいということでもあります。

まず、この2点、お願いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） まず、4万円の引き上げに伴っての国保会計の影響でございますが、今回の限度額の改正によって、4万円引き上がる訳でございます。この限度額を引き上げることによって、トータルで510万円ほど国保税額が増えるということでございます。

それから、被保険者の課税状況の所得の階層別に関係でございますが、これにつきましては、今回上がるのが限度額でございますので、低所得者、中所得者については、税率が改正されておられませんので、大きな影響はございません。ただ、限度額の世帯でいけば、課税額にも影響してくるということで、4万円の引き上げになりますので、今まで73万円の方が73万円を超える形になりますので、その部分では、若干影響はしてくると思えます。ただ、今回は、限度額の引き上げでございます。全体で従前からいけば215名だったのですが、今回の改正によって、209世帯です。6世帯ほど今回の改正前と改正後で影響している部分です。影響というのは、若干、そこの何千円か、4万円引き上がっておりますので、その部分で、4万円以内でおさまっているのが6世帯ということですから。実際上は、全体では209世帯、これは試算ですが、改正前でみますと215世帯で

すので、6世帯ほどがこれによって、全体では209世帯影響していますが、若干その限度額の枠内に、はまったのが6世帯ということです。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 再質問になるのですが、今説明がありましたように今回のこの限度額の引き上げということからいけば、いわゆる所得の多いところに影響してくるということでもありますから、ある意味、税の応能負担の原則からいけば、これはやむを得ないこともあるという思いはいたしますが、こと国民健康保険そのものの本体の問題としてみた時にどうなのかということも今一度考えてみなければいけないのかと思っているところがあります。先ほども言いましたように昨年限度額を上げ、そしてさらに、今年また今回上げている。昨年の説明の中でもありましたが、ゆくゆくは83万円ぐらいの限度額にしていきたいというような経過の説明があったと思うのでありますが、このような中で、国民健康保険のありようを少し考えてみてもいいという思いで、今再質問する訳ですが、このように限度額の引き上げを続けていく、繰り返していくことで、本当に今、国保の抱えている全国的な課題もあります。この課題が国保の課題解決へ本当になっていくのかどうか、この辺のとらえ方をまず1点お伺いしたい。この限度額の引き上げを続けることによって、国保の置かれている状況がよくなると思っておられるのかどうか、まず、その考え方を1点お伺いしたいのともう1つは、昨年9月の議会で、この健康保険の問題に関しまして、本町の議会で、国庫負担の増額を求める要望意見書を国に提出した経緯があります。私は、国民健康保険の問題全体、トータルの問題としてみた時には、やはり国庫負担の問題、あるいは国が果たすべき役割をきちんと果たされているのかどうかということがあります。いわゆる被保険者なり自治体保険者に負担を強いるような中での課題解決には決してなっていないと思っている訳なのです。この点について、いわゆる国庫負担を求めるような考え方というのは、非常に重要になっていくと思っています。特に、昨年からの年明けからでもありますが、国保の広域化の問題等とも動きとしてはあった状況の中で、やはりそういうものが非常に必要になってくるのではないかと思います。この点について、国に対して求めることについて、町長の考え方も含めてお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 大きく2つのご質問があったかと思いますが、まず、1点目のことについてのさわりの部分になるかもしれませんが、私からお話させていただきたいと思います。

簡単に申し上げますと課税限度額を昨年も今年もこのようにずっと続けていくことが最終的に国保会計を含めて、制度の課題解決になるのかというようなご質問と思いますが、昨年からもいろいろな一般質問もいただいた中での回答も含めまして、国の負担が当然ももっとも高く出していただかなければならないという思いは、我々皆同じ思いではないかと思うのですが、ご承知のとおりとあえず事務方のこの考え方で申し上げますと最終的には、平成20年度から急に財政調整基金が底をつきまして、一般会計からの繰入金をし、一般会計からすると繰出金をしてもらっている状況の中で、まちづくり懇談会等も含め、いろいろご意見もいただきましたが、当面、保険料率の税率の改正を見合そうとい

うような結論を決断いたしまして、せめて法定限度額だけは上げていかなければならないということで、昨年もお話をさせていただいたと思います。今回は、できますれば税率改正も合わせてお願いすることが、被用者保険といいますが、国保に入っていない方の思いも含めて考えますと必要になると思うところがございますが、ただただ高くなる国保の保険税だけをみている訳にはいかないということもありまして、一般会計からの繰入金は不本意であります、やもなしということで続けさせていただいております。今回も国は6年なり7年のスパンで、毎年のように法定限度額を上げて被用者保険といいますが、国民健康保険以外の保険の限度額、昨年か一昨年ぐらいまでは、83万円なり85万円なりの数字を言っていたのですが、今はもう93万円ぐらいにきっと上がっていると思うのです。きっとそこまでどんどん追いつくように毎年のように法定限度額を上げていくのではないかと思います。最終的にそのことが、訓子府町、全国的な国保も含め、限度額の引き上げだけをやったことで国保会計、国保制度の問題解決になるとは考えておりませんが、本町といたしましては、当面、先ほど申し上げました一般会計の繰出金も含めまして、せめて法定限度額だけでも上げて、町民になるべく、今もう既に不均衡ですが、せめて限度額だけでも上げて国保会計として、頑張っていきたいという思いで上げさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

あとは町長からいただけたと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1つは、限度額を毎年上げることによって、このことで国保税の抱えている問題は、抜本的な解決になるのかどうかというのが、まず1点目です。

国は、明らかに社会保険の限度額を目指している。国保の限度額は、今回提案しているように77万円。しかし、国は、社会保険の限度額で言っている84万円なり、またさらに、社会保険も上げようとしているようですので、90万円なりの限度額まで持っていこうとしている法定限度額は、すなわち所得の少ない部分よりも高い人たちの限度額をまず1つは上げようとしているということです。

それからもう1つは、独立採算性が1つの基本になっていますから、私どもの町で言うと基金は、もう食いつぶしている。毎年、3千万円、4千万円の一般会計から国保会計へ繰り出しをしながら、何とか国保会計の健全化と言っているのかどうかわかりませんが、やりくりをしている実態であるということです。

しかし、これは国が平成25年度までに制度の見直しをしたい。その1つは、今、市町村単位ですが、都道府県単位の広域的な国保財政の運営にもっていきたいということですが、このことに知事会が反対していることもあって、なかなか前へ進まないということですが、うちは住民の意見等も踏まえながら、当面の25年ぐらいまでは、一般会計からの繰り入れをしながら乗り切っていきたい。国あるいは北海道の最終的な方向性を示した中で、国保会計の健全化というのをもう1回議論をし、そして議会に提案し、国保税全体の値上げ等もしていかなければならないと考えている状況でございます。根本的な解決にはならない。私自身も全道町村会もかつて50%近かった国の負担率が、もうその半分ぐらいになってきている。30%ぐらいになっており、その不足部分を被保険者やあるいは市町村の負担を増やしている状況になってきておりますので、それは国の負担を抜きにしては、根本的な解決には私はならないのではないのかというのが考え方です。

しかし、これも憶測であります。今回の東日本大震災の状況から考えてみると本来の形に戻せるかどうか。また、戻した提案が国でなされるかどうかは、まだ非常に不透明な状況でございます。

ただ、考え方としては、市町村や被保険者に賦課をどんどん強めていくようなやり方は、いかなものかということの意見は、全道町村会あるいは管内町村会とともに要請をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 昨年の同じ時期に同じことでかなり議論がなされました。そしてまた、ここで改めて限度額の引き上げが出されたということは、それだけ国保会計がひっ迫しているということですが、昨年の場合ですと69万円から73万円で国保税収が1千万円増額され、今年の場合には510万円の増額の見込みということですが、一般会計からの国保会計への繰入金は、法定内と法定外がありますが、平成22年度の現状でどの程度の数字になっているのかお聞かせください。

それと今回、700万円以上の所得がある方が対象で、限度額だけ引き上げすると思うのですが、中間層は影響がなく、高額所得者だけの限度額引き上げによる影響のみと考えていいのかどうかお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） まず、1点目にご質問いただきました22年度の一般会計からの繰出金の見込みということですが、3月補正時の予算としましては、3,900万円ぐらいの予算を見込ませていただいております。最終的には、今まだ確定していない部分もあるのですが、約2,500万円ぐらいでおさまるような見込みでございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（平塚晴康君） 限度額の引き上げの所得の関係でございますが、これは試算が、すべてまだ入力されていない部分もありますので、あくまでも試算ということでご理解をいただきたいと思います。先ほど河端議員から700万円以上ということでしたが、世帯数の構成等によっては、600万円以下でも限度額の超える世帯は出てくるということでございます。そのようなことで、ほとんどの部分は、583万円以上になりますが、中には445万円から468万円の世帯でも限度額にかかっている世帯もございます。これは家族構成等々、資産の状況によっても変わってきますので、それぞれ個々の状況によっては、限度額も変わってくる。それから後期分についても基礎分ではかかっていないですが、後期分で限度額になる世帯も出ることで、それぞれの基礎分、後期、介護分で違ってくるということの状況でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第28号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査について

○議長（橋本憲治君） ただいま、議会運営委員長から同委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続審議、調査できるよう提出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会から願い出のありました所管事務の調査について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣言

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成23年第2回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後 2時59分